

○厚生労働省告示第三十九号

クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）第二百二十八条の規定に基づき、クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験規程（昭和四十七年労働省告示第二百二十号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名を次のように改める。

クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験規程

「第一章 クレーン運転士免許試験」を「第一章 クレーン・デリック運転士免許試験」に改める。

第一条第一項中「クレーン運転士免許試験」を「クレーン・デリック運転士免許試験」に、「行なう」を「行う」に改め、同項の表クレーンに関する知識の項中「クレーン」を「クレーン及びデリック」に改め、「つり上げ」の下に「、起伏、旋回」を加える。

第二条中「クレーン運転士免許試験」を「クレーン・デリック運転士免許試験」に改める。

第三章を削る。